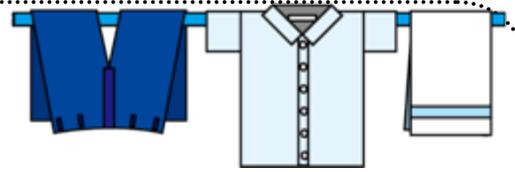


## 消費者トラブルから高齢者を守る！

# 移動販売車による物干し竿の販売トラブル にご注意！！

### 事例

「物干し竿、2本で1,000円」と宣伝して回っている移動販売業者がいたので呼び止めた。業者が親切に竿を庭に運び入れてくれ、物干し台のサイズに合わせて竿を切り、代金7万円を要求された。「そんなに高いなら要らない」と何度も断ったが、「もう切ってしまったので返品不可」と強引に勧められたので断り切れず、支払ってしまった。手元には事業者名と電話番号が記載された領収証があるが、どうしたらよいか。



### 対応

- ・事例では、移動販売車に陳列された物干し竿を、どの物干し竿にするのか相談者に選ばせることもなく、勝手に高額なものを強引に売りつけています。この場合、訪問販売に該当し、契約書面を受取った日を含めて8日間以内であればクーリング・オフが可能です。
- ・しかし、発行された領収書に記載された住所が架空のものであったり、電話しても連絡がつかないケースもあり、その後の返金交渉ができないケースもあるため、注意が必要です。

## トラブルにあわないために！

※移動販売業者から購入する場合は、

- ①購入前に価格を十分確認し、希望の金額でない場合はきっぱり断りましょう。
- ②購入時には領収証や契約書を必ず受取り、その場で連絡先に電話して確認しましょう。
- ③業者と押し問答になったり、恐怖を感じたりした場合は、すぐに警察や消費生活センターにご相談ください。



わからぬことは、センターに聞いてね。

マスコットキャラクター  
コアラのハッピー

### 名古屋市消費生活センター

名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階

平日 TEL 052-222-9671

土・日 TEL 052-222-9690

\* 祝日年末年始を除く

相談受付時間 午前9時から午後4時15分

(土・日は電話相談のみ)